



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 社会保険の適用拡大

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 所得税 扶養控除

～生計を一にするかどうかの判定について～

NEWS1. 社会保険の適用拡大

2016年10月に、従業員数500名を超える企業に勤務する一定の要件に該当するパートタイマーにも社会保険(健康保険・厚生年金)が適用されることになりましたが、2017年4月から、従業員500名以下の企業に勤務するパートタイマーにも任意で社会保険に加入できるようになります。

2016年10月に行われたパートタイマーに対する適用拡大では、従業員数500人を超える事業所に勤務し、勤務時間・日数が常用労働者の4分の3未満で、次の①～④のすべてに該当する人となります。

①週の所定労働時間が20時間以上 ②雇用期間が1年以上が見込まれる事 ③賃金が月額88,000円以上 ④学生でないこと。

2017年4月に行われる社会保険の適用拡大では、500名以下の従業員数の事業所でも、労使の合意に基づき、パートタイマーでも社会保険に加入できるようになります。ただし、加入は企業単位となり、加入したい人だけを加入させることはできません。上記①～④のすべてに該当する必要があります。

企業側のメリットとしては、社員の公的な福利厚生ができ、優秀な人材の定着や採用に繋がる等が考えられます。また、従業員にとっても、「社会保険料」は会社が半額負担ですし、「国民健康保険」や「国民年金」より給付が手厚くなる等があります。

社会保険料の負担は労使双方にとって重いものですが、人材採用難の昨今、優秀なパートタイマーを雇用したいという企業は、他社と差別化を図るのもよいかもかもしれません。

※参考リンク 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

NEWS2. (書籍の紹介)

1分間をムダにしない技術 和田 秀樹

(内容紹介) 連載を抱えながら年間40冊の本を出し、カウンセリングや大学教授の仕事をこなし、3つの会社を経営して利益をきちんと確保し、最近では映画監督としても活躍する。超多忙な生活を送る著者は、いかに時間使いの名手となったのか?

自分が食べたものを記録し、食生活を見直す“レコーディング・ダイエット”の発想を時間管理に応用し、こまめに時間を記録・分析すれば、誰でも簡単に時間の質を飛躍的に高めることができる。

あなたはテレビドラマが9時52分に終わってから10時まで何をしているだろうか?

「時間が足りない」と言いながら、無自覚にムダな時間を過ごしていないだろうか?

「自分の読む速さ、話す速さを知る」「お金をかけて時間をつくる」「楽しいことから先にやる」

「似たような仕事はまとめる」など、著者が失敗から学んだノウハウを実践することで、スキマ時間が生まれ、あなたの成果は倍増する! たかが1分、されど1分なのである。



情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

Question

離婚後、元妻が引き取った子(17歳)の養育費を元夫が負担したとき、その元夫と子は「生計を一にしている」として、元夫の扶養控除の対象としてよいでしょうか？

Answer

離婚に伴う養育費の支払が、扶養義務の履行として成人に達するまでなど一定の年齢に限って行われるものである場合には、その支払われている期間については、原則として「生計を一にしている」ものとして扶養控除の対象として差し支えありません。



【解説】

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、これらの親族は生計を一にするものとして取り扱います。したがって、元夫と子が「生計を一にしている」とみることができかどうかは、離婚に伴う養育費の支払が「常に生活費等の送金が行われている」に当たるか否かによることとなりますが、次のような場合には、扶養控除の対象として差し支えないものと考えられます。

- ①扶養義務の履行として支払われる場合
- ②子が成人に達するまでなど一定の年齢等に限って支払われる場合

なお、離婚に伴う養育費の支払が①及び②のような状況にある場合において、それが一時金として支払われる場合であっても、子を受益者とする信託契約(契約の解除については元夫及び元妻の両方の同意を必要とするものに限り)により養育費に相当する給付金が継続的に給付されているときには、その給付されている各年について

「常に生活費等の送金が行われている場合」と解して扶養控除の対象として差し支えないものと考えられます。

ただし、信託収益は子の所得となり、信託収益を含めて子の所得金額の判定、及び現に同居する一方の親の扶養控除の対象としていないかの判定(確認)を毎年12月31日の現況で行う必要があります。

(注)

- 1 慰謝料又は財産分与の総額が養育費の支払を含むものと決められており、その支払が継続的に行われている場合であっても結果的に上記①及び②の要件を満たす養育費の額が明らかに区分できない場合には、このように解することは困難です。
- 2 子が元夫の控除対象扶養親族に該当するとともに元妻の控除対象親族にも該当することになる場合には、扶養控除は元夫又は元妻のうちいずれか一方についてだけしか認められません。

年末調整、所得税確定申告時期において問合せが複数件寄せられた事案を国税庁HPよりご案内させて頂きました。

関係法令通達

所得税法第2条第1項第34号、第34号の2、所得税基本通達2-47
 国税庁HP 質疑応答事例 より

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480
 西尾事務所 0563-57-7850